

宮崎公立大学学生部長の選考等に関する規程

平成19年4月1日

規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学生部長（以下「学生部長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に学生部長候補者（以下「候補者」という。）の選考を行う。

- (1) 学生部長の任期が満了するとき。
- (2) 学生部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学生部長が欠員となったとき。

2 候補者の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了前1月までに、同項第2号又は第3号に該当する場合においては辞任の申し出があったとき、又は欠員となったときから1月以内に行う。

(候補者の選考及び決定)

第3条 学長は、候補者を宮崎公立大学の教授（教授予定者を含む。）のうちから選考し、理事長に推薦するものとする。

2 理事長は、前項の推薦に基づき、学生部長を任命するものとする。

(任期等)

第4条 学生部長の任期は2年とする。但し、学生部長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学生部長は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。